

初期ビザンツ帝国の社会構造と慈善事業

—E・パトラジアンの問題提起とその射程—

大 月 康 弘

1

エヴェリン・パトラジアン Evelyne Patlagean は、現在パリ第十大学ナンテール校教授であり、*Annales* 誌や *Studi Medievali* 誌上を中心に活躍するフランスの中心的な女流ビザンティニストである。高等師範学校に学んだ後1950年代末から本格的な研究生生活に入り、ビザンツ初期・中期の社会史、とりわけ、小アジア、シリア、パレスチナ地域の都市および農村部における「貧困者」の実態分析と、彼等を中心的視座に据えた社会諸関係についての実証的・理論的研究に従事してきた¹⁾。ここで問題とする浩瀚な労作『ビザンツにおける経済的貧困と社会的貧困・4~7世紀』²⁾ *Pauvreté économique et pauvreté sociale à Byzance, 4e-7e siècles*. Paris, 1977, xii+482 p. (École des hautes études en sciences sociales. Centre de recherches historiques. Civilisations et Sociétés 48.) は、著者の長年にわたる研究のいわば集大成とも言うべきものであり、その原形は1974年にリール大学に提出された学位請求論文であった。斬新な問題意識によって注目される本書については、すでにわが国でも若干の紹介があるし、筆者自身極めて図式的にはあるが、その叙述構成を紹介する試みをしたことがある³⁾。いまこの書物がねらう目標についてだけ再言しておけば、それは次の三点にまとめられる。すなわち、この著書は、(1) 従来の初期ビザンツ史研究の中ではほとんど注目されることのなかった「貧困者」の生活実態についての系統的で詳細な記述と、(2) この時期に至って初めて「物質的貧

困」が個人の社会生活上の規定要因になったことの証明、また従って(3)今やこの「物質的貧困」をめぐる様々な社会関係が構成されるようになった事態の論証、を目指しているのである。

ビザンツ史研究の長い歴史の中でもその表題においてすでに異彩を放つ本書は、単に「貧困者」(生活困窮者に限定されず、ローマ帝政期以来の用語 *humiliores* で表わされる如くの一般の下層自由民をも含む⁴⁾)の生活実態を記述するのを目標としているのではない。著者自身の説明によれば、著者の始源的問いは、初期ビザンツ社会における階層分化現象の経済的メカニズムの解明にあった。彼女によれば、まさにこの現象の経済的メカニズムが問題となりうる点にこそ、この社会の歴史的特質が存するという。つまり、「貧困者」をめぐる新来の社会諸関係のあり方そのものが、この「伝統的社会」の特質の新たな一側面を表しており、その具体的把握を通じて初期ビザンツの社会構制の一端が理解される。「貧困についての言説」^{ディステール}は、古代末期東ローマ社会の質的転換を記述するための有効な一視角たりうるのである。そのような課題の下で著されたこの大部な書物は、したがって極めて多岐にわたる問題群をその叙述対象としている⁵⁾。著者いわく、「貧困」の問題は、結局のところ、社会全体と関連づけて、経済的・社会的な限界として、また社会関係全体の網の目——「貧困」がまさにそれを読み解くための鍵となっている——の中での“一つのまとまった集団” *une ensemble cohérente* としてでなければ、定義することができなかった⁶⁾のである。しかし、この小論の中では、それらの全体を紹介することは概括的にであれ不可能である。そこでここでは、原著の構成を考慮しつつも、核心的な問題に対する著者の見解を整理し紹介することによって、そこにいわば集約的に表わされている著者の問題提起の射程と、その有効性の如何を明らかにしたいと思う。すなわち、ここでは問題を、「貧困者」に対する社会救済活動の展開、とりわけキリスト教会また修道院による慈善活動の開始と、これら宗教機関への救済活動の集中化(制度化)、その過程における国家との関係、および、慈善活動の制度化に表われた社会的変化の諸相という一連の問題に限定し、パトラジアンパトラジアンの所説を紹介してみたい。これら一連の諸問題の選択は、

もっぱら筆者自身の関心によるものではあるが、しかしそれらはパトラジアン
の「貧困研究」の中核的問題の一つであり、原著第5章「都市・交換・贈与」
および第6章「耕地と社会」において展開されている。この現象は、著者によ
れば、いまや古代末期東ローマ社会における社会関係成立の重要な契機であ
り、さらにそれは、かつての封建制論争において十分な理論的説明の得られな
かった聖界大所領の問題にも関わることから、女史のこの研究を通じて、現象
それ自体を越えて、初期ビザンツ社会理解の新基軸がもたらされたと評されう
るものである。(後述5.)

- 1) 女史の他の代表的な研究は、次の論集に収録されている。 *Structure sociale, famille, chrétienté à Byzance. IVe-XIe siècle*. London, Variorum, 1981.
- 2) 本書にはイタリア語版がある *Poverta ed emarginazione a Bisanzio, IV-VII secolo*. (tr. di Giulia Barone) Bari, 1986. が、原著中の序および第5章「都市・交換・贈与」、第6章「耕地と社会」のみの抄訳である。
- 3) 佐藤彰一「後期古代社会における聖人・司教・民衆——中世初期司教権力の解明のための一試論——」西洋史論叢(早稻田大)5(1983)1-14頁。および『地中海論集12』(一橋大学地中海研究会, 1989年3月)における筆者の紹介。なお、原著は欧米における主要雑誌上で、今日に至るまで多くの書評に迎えられつつある。主なものを列記すれば、以下の通り。L. Bolens, *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte* 28 (1978) p. 597., P. Schreiner, *Historische Zeitschrift* 229 (1979) pp. 405-406., M. de Waha, "Pauvreté à Byzance à propos d'un livre récent" *Byzantion* 49 (1979) pp. 465-490., P. Garnsey, *Journal of Roman Studies* 69 (1979) pp. 198-199., C. Morrisson, *Études rurales* no. 75 (1979) pp. 125-127., A. Cameron, *Past and Present* 88 (1980) pp. 129-135., J. M. Sansterre, *L'Antiquité classique* 49 (1980) pp. 546-548., A. Guillou, *Byzantinische Zeitschrift* 74 (1981) pp. 81-84., J. F. Haldon, "On the Structuralist Approach on the Social History of Byzantium" *Byzantinoslavica* 42 (1982) pp. 203-211., M. Mazza, "Poveri e povertà nel mondo bizantino (IV-VII secolo)" *Studi storici* 23 (1982) pp. 283-315., L. Couloubaritsis, *Revue belge de philologie et d'histoire* 60 (1982) pp. 374-382., D. Simon, *Rechtshistorisches Journal* 1 (1982) pp. 18-22., E. Trapp, *Jahrbuch der österreichischen Byzantinistik* 33 (1983) pp. 361-362., H. Köpstein, "Zum Versuch einer neuen Sicht auf die frühe byzantinische Entwicklung" *Klio* 67 (1985) pp. 633-646.

- 4) バトラジアンによる「貧困者」とは、この humiliores の他、キリスト教思想家による *πένυς, πτωχός* の用語によって表わされる者たちである。なお、後期ローマ市民の階層分化を一般的に表現する刑法史料上での重要な対用語 honestiores = humiliores の発生とその社会的実態については、G. Cardascia, *L'apparition dans le droit des classes d'honestiores et d'humiliores. Revue historique de Droit français et étranger. série 4. 28 (1950)pp. 305-337, 461-485.*, および Rolf Rilinger, *Humiliores-Honestiores. Zu einer sozialen Dichotomie im Strafrecht der römischen Kaiserzeit.* München, 1988. を参照。
- 5) 本稿で取り上げる社会救済活動の問題は、第5章、第6章で扱われており、その細目は以下の通り。第5章 1. La production urbaine et ses possibilités de croissance, 2. De la générosité antique à la charité chrétienne, 3. Le don comme stimulant de la production, 4. Aspects politiques de la pauvreté urbaine, 5. Espace urbain, pueplement et conjoncture, 第6章 1. Village et production agricole, 2. La société villageoise, 3. Les charges paysannes (L'Eglise, légitimité nouvelle; le prélèvement fiscal; les maîtres du sol; l'insoumission paysanne), 4. Le mouvement des hommes.

2

ビザンツにおける教会、修道院の慈善活動の問題そのものは、すでに長い研究史をもっている。最近の著作に限っただけでも、D・コンスタンテロス¹⁾、R・フォルク²⁾、T・ミラー³⁾等がこの研究に従事した。彼等は、4世紀末以降のローマ帝国東半部で広範に見られたこの現象を、法史料⁴⁾、年代記、また教父の説教や書簡、修道院文書⁵⁾等々を駆使して描出することに努めている。そこで彼等が描き出そうとしたことは、一方で、ビザンツの全期にわたって見られるこの活動の社会保障制度的実態の側面であり、他方で、活動を支えたヘレニズム期以来の善行慣習 *évergétisme* とキリスト教の倫理思想の影響力であった。彼等の研究が、ビザンツ的社会保障制度のモチーフにもっぱら焦点を合わせているとすれば、バトラジアンのそれは、むしろこの活動が古代末期=初期ビザンツの経済社会システムの中で果たした役割機能の側面に、より大きな力点を置いていると言えるだろう。すなわち、バトラジアンにおいては、活動の

具体的内容や手続きもさることながら、各都市を中心としたローカルな社会・経済システムの中でこの活動が果たした機能（もちろんその第一が社会救済的機能）、また、初期ビザンツの社会構制の中でのその位置付けが問題関心の中心にあるのである。したがって彼女の研究においては、具体的な問題設定として、何よりもまず慈善活動を通じての「貧困者」と「非貧困者」との間の社会的結び付きの様態が問題とされ、またその際、まさにこの時期中央集権化に向かいつつあった国家との関係が問われることになるのである。（同様に社会救済的機能をもった重要な契機として、4世紀後半以降国家によって遂行されるようになった建設活動に伴う雇用が指摘される。）ここではまず最初に、著者のこのような問題関心の下での、新たな社会救済活動＝教会、修道院による慈善活動体制の成立過程を跡付けることにしたい。

都市社会の伝統をひくビザンツにあって、「貧困者」の救済活動が行われた舞台は差し当ってもっぱら都市であった。そして、4世紀に至るまでの都市における社会救済活動の伝統的な担い手は、言うまでもなくクリアレス身分を中心とする有力市民層であった。パトラジアンは、救済活動を含むこの伝統的な贈与慣行を、4世紀以降においても都市における社会関係を根底から支えた重要な契機として捉え、次のような問いを立てる。「問題は、贈与行為を商取引よりも上位に位置付ける古代的価値体系が存続したかどうかを知ることであり、また、キリスト教化がそれにどう影響したのか、すなわち、古代都市の機構に基礎を置く社会の階層分化が破綻しその結果社会関係そのものにも深刻な変容が現れているこの社会、つまりはキリスト教化しつつあるこの社会の中で、贈与行為の古代的諸形態が最終的に如何に残存しあるいは変容したのか、を知ることである。」(p. 184) 有力市民による伝統的な「善行」は、周知のように都市のローカルな経済社会全般を支え、それはギリシア語では *εὐεργεῖν*, *εὐεργόνον* と呼ばれていた。これは文字通り「善き行ない」を言い表わす言葉であり、その主な内実は、一方で、闘技場・劇場での催し物や市民を招いての饗応であり、他方で、建物、道路、水道、橋梁等の建設・修復に見られる公益的な建築活動であった。パトラジアンは、4世紀における代表的な善行行為である国家によ

るパンと小麦の配給制度 (panes aedium, panes civiles, panes gradiles) について述べた後、本稿で問題とする「財の新たな再分配様式」としての「施し」=「慈善」活動の発生・展開の重要性を指摘する。すなわち著者は、初期ビザンツ期を通じて、この活動の担い手が次第に各都市の有力市民層から教会、修道院に集中的に移行する事実を重視するのである。著者にとって決定的に重要なことには、慈善活動の参入・定着によって、善行行為全体の担い手の編成が変化し、旧来の社会関係そのものにも変容が現れてくるのであった。

キリスト教徒による救貧活動そのものは、すでに2世紀以来ディアコニア *διακονία* と呼ばれる教会奉仕者によって、小規模ながら行われていたことが知られている。しかしパトラジアンによれば、それは現実の社会関係を恒常的に支えうる契機ではなかった。この点からして問題となるのは、やはり、4世紀以降にキリスト教が公認され国教化を経て体制化されるに至るビザンツ初期であり、かくして論議はコンスタンティヌス帝以降の時期に収斂せられる。4世紀から7世紀初までのこの時期は、それ自体いくつかの段階に分けられる。その第一段階である4世紀末までの時期にあっては、キリスト教徒による社会救済活動は、未だ自発的散発的な行為であった。この時期の教父また説教師たちの証言は、もっぱら信者たちへの「施し」の勧めを旨としている。これは、この時期の慈善活動が未だ未成熟段階にあったことを示している。以上の事態をパトラジアンは、カエサルリアのバシレイオス (330頃~379) (『詩篇第14についての説教第二』(PG 29, 264-280. 特に, 276 B.), 『ルカによる福音“我、倉を壊し大なるものを建てんとす”(12. 18)に向けて、および吝嗇について』(PG 31, 265.)), またニュッサのグレゴリオス (4世紀, 生没年不詳) (『高利貸しへの説教』(ed. Gebhardt. in *Sermones*, pars I (Opera omnia, dir. W. Jaeger IX), p. 193-207.) 等によって確認する。パトラジアンの表現に従えば、これらの説教の中で教父たちは、富の蓄積を攻撃し、「利得をキリスト教的永遠性の精神世界に移し換える」努力をしている。つまり、そこでは、「天空への投資の如き施し」の効用を説くことで、かかる行為の促進が図られているのである。

一般信者による恒常的な慈善組織が形成されるのは、早くとも4世紀末になってからと考えられる。これらの組織の存在を初めて伝える史料は、聖者伝を中心とするキリスト教側の文書であり、次いで、ユスティニアヌス法典に収録された5世紀半ば以降の諸法令が登場する。しかし残存史料は、5世紀前半までは思いのほか少ない。聖職者が指導し俗人が主体となって活動する慈善組織について比較的明瞭に伝える史料は、5世紀半ば以降にほぼ集中する。以上のような史料状況の下で、バトラジアンは、前者の代表的な史料の一つであり、シリア、パレスティナ、エジプトを遍歴した修道士ヨアンネス・モスコス Johannes Moschos の手になる7世紀初頭の『精神の牧場』Pratum spirituale⁶⁾を取り上げる。これは、聖職者の指導の下に俗人が主体となって活動する慈善組織の存在を比較的明瞭に伝えており、この時期の慈善活動組織による施しの実態を伝える史料である。それによれば、アンティオキアに複数ある慈善団体の内の一つでは、この団体の創設者が、エジプトリンネルで織られた衣類を市場で買い入れ、貧困者に配布している姿が見られる。(Addit. Vind. 12.) またこの慈善団体のメンバーは、人里離れて苦行する隠修士に施しをするために、パレスティナの一都市ジェリコ (Jéricho) にまで赴いてその近郊の砂漠地帯を駆け回る。この場合にも彼等は、やはりエジプトリンネルで織られた衣類を買い入れ、その他「十分な野菜類」と1モディウスのなつめやしの実とを隠修士の住むそれぞれの小室前に置いている。

エフェソスのヨアンネスによってシリア語で書かれた教会史 II. XV-XVI.⁷⁾からは、6世紀半ばのコンスタンティノーブルの2つの大きな貧困者救済組織(φιλανθρωπία)の存在が知られる。この組織の会員は、ディアコニアの下で男女別に、またおそらくは職業別に再編成された上で活動していた。ヨアンネスの伝える銀行家アンドロニコス某の例では、彼の所属するグループは、もっぱら銀行家たちから成っていた。もちろん、ヨアンネスによれば、銀行家から成るこのグループは、数あるグループの中でも最も裕福な団体であり、アンドロニコス某を例にとれば、彼はこの組織のために年間収入の三分の一を使い、さらに三分の一を修道士への喜捨に当て、残る三分の一を事業のために運用した、

と伝えている。また、ヨアネスの伝える首都のもう一方の比較的大きなディアコニー組織は、ある一人の聖職者によって運営され、彼は組織を自所有の建物内に置いてメンバーに修道院的共同体の規律を強要している。(先の組織についての記事には、そのような記述はない。)エフェソスのヨアネスはまた、別の著作において、アンティオキアのディアコニーの組織の例をも伝えている⁸⁾。それによれば、パウロ某によって創設されたこの組織は、町の有力者たちの経済的協力を得、夜間に辻々を駆け巡り、貧困者や老人、病人を集めたという。パウロの組織は、アンティオキアの他にコンスタンティノープル、カルケドン、ニコメディア、キュジクスにも設立された。

慈善活動の展開に一層の拍車がかかったのは、5世紀後半以降である。その要因の一つと考えられるのは、451年のカルケドン公会議における修道院への独立法人格の付与であった。周知のように修道院は、すでに434年の一法令(CT 5. 3. 1.)によって、教会組織内の一機関として独自の権利を有するものとされていた。しかし、この公会議において修道院は、教会と同列の法人格を獲得する。そしてさらに472年には、正式に遺贈受領権をも得るに至るのである⁹⁾。(CJ. 1. 3. 32)バトラジアンによれば、これに伴う経済基盤の形成によって、修道院においても日常的業務としての慈善活動が行われるようになった。すなわち、修道院のかかる法的地位の上昇に伴って慈善活動はさらに活発化し、活動全体として見ても、散発的行為としてでなく恒常的な「事業」として、教会・修道院によって集中して担当されるようになったのである。

ユスティニアヌス帝期(527—565)になると、とりわけ都市における社会救済的活動は、一つの「制度」として定着し、在俗教会の全面的管理の下に置かれたと考えられる。バトラジアンによれば、それは、この時期の史料特に法史料上に、専門的な慈善諸施設を指し示す種々の名称が登場し、これら法令によって、施設の設立・運営に関する立ち入った指示がいまや国家によって与えられることから確認される。この点について、かつてA・フィリップスボーンは、それらの名称と実際の諸施設が担った役割との間には明確な対応が認められるとした¹¹⁾。それによれば、病人の収容施設は xenon, 外来者の収容施設は xen-

odochion であり、貧民收容施設が ptochion. 癲病院が ptochotrophion であった。しかしパトラジアンは、フィリップスボーンのこの結論に異議を申立て、そもそも史料上で名称間に厳密な区分は付けられないと論ずる。事実、私が確認しえた限りでも、規範史料として初めてこれら諸施設の名称を伝えるユスティニアヌス法典に収録された CJ 1. 2. 19. (ラテン語, 528年) また新勅法第7 (ギリシア語, 535年) によれば、これらの用語法は次のようになっているのである。xenodochium, ξενοδοχεῖον (宿泊施設), ptochotrophium, πτωχοτροφέιον (救貧施設), nosocomium, νοσοκομείον (病院), orphanotrophium, ὀρφανοτροφέιον (孤児收容施設), γεροντοκομείον (養老院), βρεφωτροφέιον (孤児收容施設)。これらの施設運営について具体的個別的な証言が残されていない史料状況の下で、厳密な議論は事実上困難であるが、諸施設の識別に関してパトラジアンは、専門技倆を必要とする「病院」は別にしても、実際の諸施設にあっても厳密な業務区分があったとは考えがたいとする。

- 1) D. Constantelos, *Byzantine Philanthropy and Social Welfare*. New Jersey, Rutgers Univ. 1968.
- 2) R. Volk, *Gesundheitswesen und Wohltätigkeit im Spiegel der byzantinischen Klosterscriptura*. (Miscelanea Byzantina Monacensia 28.) München, 1983. なお、コンスタンテロス以前の諸研究については、本書所収の文献目録にほぼ網羅的に示されている。
- 3) T. Miller, *The birth of the hospital in Byzantine Empire*. The Johns Hopkins U. P., 1985.
- 4) 主に依拠するのは、「初期」の史料であるテオドシウス、ユスティニアヌス両法典であり、7世紀以降のものとして利用される法史料は、J. et P. Zepos, *Jus graecoromanum*. 8 vols. Athen 1931. に所収のものにほぼ限られる。
- 5) 修道院文書は11世紀以降に数多く登場するが、この観点から問題とされるのは、各修道院の設立時に起草され、修道生活についての規律と内容を指示した「テュピコン」Typicon と呼ばれる文書カテゴリーである。R・フォルクの研究は現在までに校訂が施されたテュピコン25通を網羅的に検討した上で、ビザンツにおける医療とキリスト教的慈善の問題を考察する初めての本格的試みである。
- 6) Pratum spirituale. Additamenta Vindobonensia. (ed. Th. Nissen, *Byz. Zeitschrift*. 38 (1938) S. 367-372.) および Additamenta Parisiensia. (Cod. Paris.

- Coislin 257, xi, fol. 79^v-87^v; F. Halkin, *Bibliotheca hagiographica graeca*, 3^eéd. Bruxelles, 1957.=《Subsidia hagiographica》8a. 1442e sq.)
- 7) 本稿では、ラテン語訳に依った。E. W. Brooks, *Iohannis Ephesini Historiae Ecclesiasticae Pars Tertia. Corpus Scriptorum Christianorum. Vol. 106.*
- 8) id., *Lives of the Eastern Saints*. Engl. trad. by E. W. Brooks. *Patrologia Orientalis*. 17 (1923), 18 (1924), 19 (1925). 45-46.
- 9) G. Dagron, *Les moines et la ville: le monachisme à Constantinople jusqu'au concile de Chalcedoine (451)*. *Travaux et Mémoires* 4 (1970) pp. 273-275.
- 10) A. Philipsborn, *Der Fortschritt in der Entwicklung des byzantinische Krankenhauswesens*. *Byz. Zeitschrift* 54 (1961) S. 338-365.

3

6世紀におけるこれら教会機関の登場、またその公共事業的性格は、別にパトラジアンによってはじめて指摘されたことではない¹⁾。パトラジアンにとってそれが重要であるのは、このことが、他ならぬ慈善活動の制度化＝「国家体制化」を意味する点においてであった。すなわちそれは、社会救済活動、厳密には「貧困者」救済活動の担当者の、都市の有力市民層からキリスト教会、修道院への全面的移行、および国家によるその固定化を表わしていると予想されるのである。したがって、この経過の中で続いて必然的に問題となるのは、国家との関係である。この時期の帝国内政は、租税制度の抜本的整備²⁾およびそれに伴う厳格な官僚行政機構の確立を中心とした帝国再編事業を推進して、帝国民の社会・経済生活の中に直接的に深く介入しつつあった。周知のようにそれは、フランスのP・ルメル教授³⁾、また我国の渡辺金一教授⁴⁾によって、「国家統制主義」*étatisation* ないし「財政至上主義」*fiscalité* として提示された事態である。(後述)

この問題について顕著な特徴としてパトラジアンが指摘することは、ディオクレティアヌス帝に始まる上の帝国再編事業、とりわけ財政制度の抜本的整備の方向の中で、続くコンスタンティヌス帝以下の諸帝が、この活動に対して財政的配慮を示したことである。(p. 173) この点で議論の素材を提供するのは、

第一には、言うまでもなくテオドシウス・ユスティニアヌス両法典と新勅法 *Novellae* 等の規範史料であり、次いで、活動のいわば現場を伝える聖者伝文学や年代記事である。パトラジアンは、これらの史料に依拠しながら、次のように論ずる。

直接課税と無償の公共奉仕強制（ムネラ）を骨子とするコンスタンティヌス帝による課税立法によれば、教会による慈善活動は、各同職組合に対する公共的活動の賦課（葬儀活動の一任等）と同列に置かれていた。（p. 173）つまりこの活動は、市民の果たすべき公課の一つであった。そして、コンスタンティヌス帝のこの意向は、5世紀初のテオドシウス、ホノリウス両帝（二法）、またアナスタシウス帝（491—518）発布の法令によっても継承され、これらは、さらにユスティニアヌス法典中にも収録される。（CJ. 1. 2. 4. (409年), 4. 63. 5. (405年), CJ. 1. 2. 18. (発布年不明)）このことは、4世紀初頭の段階から初期ビザンツ期を通じて、都市での慈善活動が他の諸活動ともども都市の公共的活動と位置付けられていたことを示している。そしてこの法認識の下で、活動の担い手である在俗教会には、各種の免税特権が付与された⁵⁾。この原理に従えば、生産活動や商活動に従事する在俗聖職者への免税措置も、その利得を慈善に当てるべしとの名分の下に、正当な財政政策として規定される。6世紀になると、史料上にも前節で記したような慈善諸施設が登場するようになるが、国家は、これらの諸施設が得る収入にも免税特権を与えて積極的な援助を行った。5世紀末～6世紀初頭のアナスタシウス帝によるエルサレムの病院（*nosocomium*）では、ベッド100につき年間1850ノミスマタの収入があり⁶⁾、さらにマララスの年代記（*Johannes Malalas, Chronographia. 452.*）によれば、アンティオキアの大病院に対し527年ユスティニアヌス帝により年間4000ノミスマタの年金が付与されるようになった。また *Patria* からは、ユスティヌス2世の創建になるコンスタンティノーブルの癩病院に現物での収入があったことが知られ、これらのいづれに対しても免税措置が執られていた⁷⁾。

A・H・M・ジョーンズは、後期ローマ帝国の諸制度、諸機構についての総合叙述の中で、国家と教会の接近は、国家にとって財政的な負担をもたらした

との見通しを示している⁸⁾。ジョーンズによれば、それは、この事態がいまや聖職者と修道士の給与を国庫に負担させることになったからであった。しかし、バトラジャンによれば、そうは考えられない。彼女によれば、慈善活動は、いまや古典的善行に代わる、社会的必要に要請された公共的行為であった。したがって、この活動を教会、修道院組織に担当させ、これに財政的配慮を向けるのは、国家にとってはむしろ必要かつ当然の施策である。そして、イムニート特権の付与により、教会の大土地所有は、いまや教会の経済的活動基盤たることを保証され、かくして国庫負担はかなりの程度回避されてきたのである。

- 1) 例えば, E. Knecht, *System des Justinianischen Kirchenvermögensrechtes*. Stuttgart 1905. S. 43.
- 2) 租税制度(租税の種類, 徴税制度)ばかりでなく, 国家の租税政策, 国家財産管理機構等に至るまで, この時期の財政制度の全体を考察しているのが, 言うまでもなく J. Karayannopoulos, *Das Finanzwesen des frühbyzantinischen staates*. München, 1958. である。
- 3) P. Lemerle, *Esquisse pour une histoire agraire de Byzance: Les sources et les problèmes*. *Revue Historique*. t. 219 (1958) pp. 33-74, 254-284, t. 220 (1958) pp. 43-94.
- 4) ルメル・テーゼの史的妥当性は, 渡辺金一教授の以下の諸論考によっても明らかにされた。「ビザンツ帝国における大土地所有の問題——テオドシウス法典の分析を中心として——」および「ビザンツ帝国における封建制の問題——一つの試論——」(『ビザンツ社会経済史研究』(岩波書店, 1968年)第5論文, 第2論文)
- 5) 教会, 在俗聖職者の享受した税制特権の形成については, 差し当り拙稿「初期ビザンツ帝国における教会の税制特権について——テオドシウス法典の分析を中心として——」(『史学雑誌』98-10 (1989年10月)を参照。
- 6) Vita Sabae. in *Kyryllos Skythopolis*. ed. E. Schwartz, 《Texte und Untersuchungen zur Geschichte altkirchlicher Literaturen》49/2 Leipzig, 1939 p. 177.
- 7) *Patria* (= *Scriptores originum Constantinopolitanarum*, rec. Th. Preger, 2vols. Teubner, Leipzig, 1901-1907.) III 47.
- 8) A. H. M. Jones, *The Later Roman Empire, 284-602*. Oxford. 1964. pp. 933-937.

4

さて、以上のような慈善活動の展開は、初期ビザンツの社会・経済構造の中で如何なる変化として立ち現われたらうか。教会・修道院による活動の事業化、またそれに対する国家の財政的配慮の形成は、「財の新たな再分配様式」としての慈善活動の制度化を強く示唆している。またかかる事態は、この活動をテコに教会、修道院が確固たる社会的地歩を築いていった過程と並行している。続く問題は、上の推移が如何なる社会的変化として展開したかということである。

これについてパトラジアンが示す側面は、以下の4点にまとめられる。まずその一は、5世紀半ば以降の慈善活動は、都市域外にも多く造られた修道院によっても行われるようになった結果、都市の専有物ではなくなったことである。彼女は、G・チャレンコ¹⁾、J・L・ケルソ=D・C・バラムキ²⁾、J・D・コルト³⁾による考古学上の成果によって、これらの調査に見られるシリア・パレスティナ地域の慈善諸施設が、Deir Sim'an, Khirbet en-Nitla, Jéricho また Nessana (Hafir el-Auja) 等の諸都市に通ずる大街道沿いに位置していたこと、さらには、ユスティニアヌス帝期エルサレムの「病院」についての考古学調査⁴⁾に言及して、そこに見られる病院がエルサレム市郊外に設けられていたことを確認する。彼女によれば、都市外地域とりわけ大街道沿いへのこうした慈善活動の浸透現象は、古代都市の地理的空間を拡大し、またそのことによって、都市の伝統的な社会的・経済的自律性をますます縮小させた。(p. 194)

パトラジアンによって想定される慈善活動の「制度化」に伴う第二の事態は、この活動が、都市経済を刺激する構成要素になったと推測されることである。もちろん、これに関する統計資料が存在したり、説得的な集計値が得られるわけではない。しかし彼女は、この側面について特に独立の一節(第5章第3節「生産刺激材としての贈与行為」le don comme stimulant de la production)を当て、論拠を示しながら理論的考察を行っている。もっとも、そこでの差し当てるの中心的論題は、都市また農村地域における建築活動の問題である。パ

トラジアンによれば、都市における有力者また農村における聖職者による教会堂等のモニュメンタルな建築活動が、この機能を果たしていたという。建設活動に伴う物資の購入が直接的に生産活動を刺激したことは、容易に予想されるだろう。彼女によれば、これに加えて、大量の労働者群に対する反対給付——現物であれ貨幣であれ——が広範な生産活動の刺激要因になった、と推論される。(しかしながら、この点は、本書の評者たちの批判の集中するところである。最も紙幅をさく M. de Waha (Byzantion 誌)によれば、これは、キリスト教的動機が市民的動機に現実に広く取って替わったことを表しているとしても、財の一般的流通の観点からはあまり重要なことではない。低級労働者に対する報酬の総体が、それだけで都市経済の発展要因になったと短絡的に考えることはできない。)そして、この展開に付随して発展した慈善活動もまた、「生産刺激材」として立ち働いたとされる。5世紀後半以降、とりわけユスティニアヌス帝期においてはそうであった、と。すなわち、ヨアンネス・モスコスの『精神の牧場』に見られたアンティオキアの慈善団体においても、施されるモノは全て「買い入れ」によっており、国家により免税措置の対象とされた6世紀の慈善諸施設も、その収入はもっぱら現金によるものであって、活動資材類の多くは購入に頼っていたと考えられる。たしかに、よく知られるように、非都市部の修道院ではしばしば自給自足体制が取られていた。しかし、少なくとも都市また都市近郊における在俗教会経営の諸施設にあっては、活動遂行のための消費行為は広範な生産活動を少なからず支えていた、とパトラジアンは考える。

さて、パトラジアンによれば、以上のような慈善活動体制の確立は、都市における伝統的^{クリアーレス}参事会員身分階層の凋落傾向と並行して展開した。彼女は、そのような都市の代表として、シリアのアンティオキアを挙げ、P・ブティの名著『リバニウスと4世紀のアンティオキアにおける都市生活』⁵⁾によって、この都市におけるクリアーレス階層の社会的・経済的凋落を確認する。また、そもそも伝統的クリアーレス層を持たない新都コンスタンティノーブルにあっては、古典的善行慣習そのものの連続が端から期待できず、新都に招致された「貧困

者」=下層自由民たちは、直接国家に対してあらゆる保護を期待するしかなかった。カトリック=キリスト教会の公認・国教化が実現した4世紀半ば以降において、これら宗教機関により社会救済活動が担われたという事実は、パトラジアンにおいては、なによりもその業務を託すべき旧来の社会層の機能不全という事態を抜きには考えられない。(さらに、これと同様の社会史的意味をもつとされる現象は、クリアレス層に代わっていまや国家がイニシアチブをとるに至った建設活動である。)ところで、この事態がパトラジアンにとって重大な意味を持つのは、それが、ローカルな自立的経済システムの破綻と「国家」という巨大な再分配機構の実質的成立とを表わしている点においてであった。古典的都市社会の自律性——エヴェルジェティズムがこれを支えていた——は、かつて各都市の枠内において、「貧困者」=下層自由民^{フリッオーレス}に対する生活的基礎を保証しえていた。しかし、クリアレス層の凋落に伴うこの自律性の破綻によって、この機能は不全に陥る。いまや honestiores=humiliores の階層分化は、伝統的な都市社会の枠を越えて「純粋に経済的な現象」として立ち現われざるをえなくなり、humiliores 層は、新都コンスタンティノーブルにおけると同様、国家=皇帝と直接、保護・被保護関係を結ぶこととなったのである。冒頭にも記したように、著者は原著全体を通じて、4世紀後半以降物質的貧困が個人の社会生活上の規定要因になったとのテーゼを提出せんとしている。以上の仮説的提言は、こうしてこのテーゼと深く関わっている。

慈善活動の制度化に象徴される教会・修道院の法的地位の向上について最後に指摘されることは、教会がいまや新たな権力者的存在として、農村から経済的収奪を行ったことである。周知のようにビザンツにおいては、西欧における「十分の一税」のように帝国全土をくまなく覆うような形での制度化された徴発形態は生まれなかった。しかし農村住民は、自発的な献納を現実にはほぼ恒常的に行っていたと想定される。そしてさらに重要なことには、教会は、特に4世紀末以降漸進的に大土地所有者層の一員となり、教会所領内の従属的村落住民から、他の大所領主の下におけると同様、余剰生産物の収奪を行ったのである。原著第6章では、この新来の収奪権者をも含めて、「貧困者」たる農

民（自由農民，コロヌス）に強制された諸徴発が、次の四点に整理されている。一、租税，二、地代，三、国庫から逃れるために求めた非合法的私的保護に対する支払い，四、教会への支払い。

- 1) G. Tchalenko, *Villages antiques de la Syrie du Nord. Le Massif du Bélus à l'époque romaine*, I, II, Paris, 1953, III, 1958.
- 2) J. L. Kelso, D. C. Baramki, *Excavations at New Testament Jericho and Khirbet en-Nitla. Annual of the American Schools of Oriental Research*. 29/30 (1955). 筆者未見.
- 3) J. D. Colt (ed), *Excavations at Nessana*, I. London, 1962.
- 4) R. De Vaux, *Les hôpitaux de Justinien à Jérusalem d'après les dernières fouilles*. CR Acad. Insor., 1964, p. 202-207. 筆者未見.
- 5) P. Petit, *Libanius et la vie municipale à Antioche au 4e siècle après J. C.* Paris, 1955.

5

以上において、バトラジアンの慈善活動研究の概要を、極めて粗略ながら紹介した。冒頭でも記したように、ここで取り上げた諸問題は、「貧困者」を取り巻く社会諸関係について論じた原著第5章、第6章において扱われており、それは著者の狙う中心的課題をいわば集約的に担っている。原著は、注1-3)に示したように多くの書評に迎えられた。その多くは、従来のビザンツ史研究の中ではほとんど扱われることのなかった「貧困」＝「貧困者」を本格的な考察対象としたことに賛辞を送り、さらには「貧困者」を視座に据えることの社会史的重要性に首肯している。A・カメロン（*Past and Present* 誌）によれば、彼女の斬新な視角とその問題提起とは研究史上の“事件”ですらある。実際、バトラジアンの研究は、柔軟な思考による独創的な構想と挑発的な問題構成とによって、ほとんど初期ビザンツ社会像の再考をさえ迫っているといえるだろう。本稿で取り上げた教会、修道院による慈善活動に則して見ても、この活動と伝統的善行慣習との歴史的連続性についての認識、また、この認識に基づいた慈善活動の「制度化」と東ローマ社会の体制変化との構造的連関への理解な

とは、とりわけ注目すべき重要な視点であると思われる。これらの視点によって、パトラジアン¹⁾の慈善活動研究は、この現象のビザンツ社会における社会経済的役割機能の側面を見渡す視座を確保しえている。

パトラジアン¹⁾の以上の研究は、特権上層民と一般下層民との間の物象化された社会関係を扱う点において、一つの社会経済史研究である。それ故、1950年代末に始まる彼女の研究生活は、従来のビザンツ社会経済史研究とは無縁ではありえなかった。彼女の研究生活における原点形成についてここで立ち入って考察することはできないが、それは、端的に言って、ビザンツ封建制論との根源的・原理的対決、また独自の具体的歴史叙述を通じてのその超克の途をとったのである。この点において、以上のパトラジアン¹⁾の考察は、学説史的には、ルメルの財政至上主義＝国家統制主義説の批判的継承の上に展開されていると、いってよいだろう。周知のようにルメルは、マルクシズム・ビザンティニストたちと同様農村社会をもっぱらの考察対象としながら、彼等の説く「封建化」、すなわち「封建領主階級」による公権力の分断化というビザンツ社会の構図には向かわずに、むしろ、財政的配慮からコロナートゥス制の定着を図って、もって新たに発生した「非合法的」私的保護関係（パトロキニウム・ヴィコールム）をも既存の国家秩序の中に包摂せんとする国家権力の側の努力を前面に押し出し、これを「財政至上主義」*fiscalité*、「国家統制主義」*étatisation*として概念化した²⁾。パトラジアン¹⁾は、その農村社会分析（第6章）においても基本的にルメルの見解を踏襲し、合わせて、そこで論拠とされるテオドシウス・ユスティニアヌス両法典等の規範史料を、国家の財政的関心の産物として正しく認識する。そしてこの認識の上に、これら規範史料上に見られる慈善活動体制の成立を、国家の優遇措置に導かれたものとして、その財政的関心の中に位置付けうる視点を提示しているのである。この認識によれば、制度化された慈善活動体制は、初期ビザンツ帝国の再分配機構²⁾の一端を表わすものと理解される。それどころかむしろ、それは“ビザンツ的”再分配機構の成立の積極的な推進者であったとすら観える。法史料上に国家の側の積極的なフィスカリテを読み取りうるのだとすれば、慈善活動体制の成立に「新たな再分配様式」とし

での“ビザンツ的”特色を見ることは、むしろ自然であるだろう。

この学説史的継承は、次の点においてもまた重要であった。つまり、かかる体制の成立は、活動の経済基盤として、国家の配慮の下での教会、修道院の大土地所有の形成をも意味していたということである。4世紀末以降ビザンツ一千年の歴史を通じて見られる在俗教会の大土地所有は、夙に知られている³⁾。(修道院のそれも5世紀半ば以降見られる。)しかし、この特権的大土地所有は、「封建領主」たる教会、修道院が、国家との闘争の中で形成したものではなかった。これを、国家から「恩寵」Beneficium としてのイムニテート特権を付与された土地カテゴリーとして、世俗の大所領と一括して同列に論ずることは当たらないと考えられるのである。この歴史的現実に対して、封建制論争の中からは、納得の行く理論的説明はついに見られなかった⁴⁾。「封建制」をビザンツ社会の規定的側面として論ずることの不都合（「部分を全体と取り違え」(Cl. カーエン)てはいけぬ)、また、イムニテート特権を伴う大土地所有制の展開そのものを「封建化」の指標とすることの不当性は、今日ではすでに常識に属すると言ってよいだろう。しかし、パトラジアン⁵⁾の所論からは、ビザンツにおける大土地所有制一般がもつ社会史的意味についての問い直し⁶⁾が、改めて強く要請されていると言わなければならない。

パトラジアンによれば、初期ビザンツの経済社会は、理念的には次の2つの「財の移転の様式」の結合によって貫かれていた。つまり、「無償の贈与」le don gracieux と、課税や地代、非合法的な取り立て等々から成る「経済外的強制」la contrainte non économique である。本稿で取り上げた慈善活動が、全ビザンツ時代における前者のいわば代表的現象形態であったことは、言を待たない。このパトラジアン・モデルは、最終的には国家に行き着くところの社会の収奪機能と、それと対流をなす再分配機能との結合によるものと理解されるだろう。彼女によれば、「財の移転の様式のうち、他ならぬこの二つを結び付ける社会的選択の歴史上の根拠こそが、中央集権的な行政組織とフィスカリテとで装備された最高権力者＝皇帝のもつ政治的伝統と、また、有力市民たちの有する善行という文化的伝統の中に存する」(p. 425)のである。ルメル教授

に代表される財政至上主義＝国家統制主義説が、それ自体バトラジアン言うところの「経済外的強制」の側面のみを理論的前提とする国家による農村社会収奪化論に留まったにしろ、当時のマルキストたちの封建化論に対する適切な一批判たりえていたとすれば、こうして彼女の研究もまた、それ自体として、かつてのビザンツ初期封建制論争に対する、独自の、正当かつ有効な一批判となっているのである。

バトラジアンの研究課題は、それ自体としては、具体的な歴史的事実また歴史的発展の叙述にあるのではない。むしろそれは、初期ビザンツ社会に固有なものである。そして、まさにこの自覚的な課題意識の故に、本書は、閉塞状態に陥ったビザンツ封建制論、わけても自閉症的なマルクシズム・ビザンツニスティックの問題構制プロブレマティクに対する一層明快な一批判となりえていえるだろう。しかしまた一方で、初期ビザンツ社会の構造主義的解明というこの課題意識の当然の限界として、彼女の研究にはまた幾つもの歴史学的疑問点が存在することも否めない。A・ギュー (Byzantinische Zeitschrift 紙) が指摘するような各論点についての実証的水準の低さは一応置くとしても、クリアーレス層がどの都市においても全般的、先行的に衰退したという想定、とりわけコンスタンティノーブルと他の属州都市との峻別の欠如、また、都市における「貧困者」大衆増大の無前提的措定、教会組織の一枚岩的想定等々、疑問の余地のある諸点は多い。そして、それらの問題点の中でも特に重要だと思われるのは、他ならぬ4～6世紀におけるこの慈善活動の制度化＝「国家体制化」実現の説明の欠如である。確かに、慈善活動の教会、修道院への集中化（制度化）の事態が、伝統的な社会構造の枠内で旧来の社会救済活動の担い手であるクリアーレス層の凋落に対応して進展したとの命題は、それとして興味深い。しかし、この推移の契機については、彼女の行論の中では何ら触れられることがない。「自活できない貧民」に対する慈善活動がいま一つの「制度」として国家の中に定着したというこの現象は、どうして他ならぬ4世紀末から6世紀初頭にかけて生じたのだろうか。また、活動担当者のこの交替は、古代末期社会の

「崩壊」過程における必然的経過だったのだろうか。残念ながら、パトラジアン
の行論中には、この歴史的展開についての生成論は見られない。

この課題に答えるための一つの方途は、この現象を、ディオクレティアヌス
帝に始まる「諸制度」Institutionen 改革の中に位置付ける視座の仮説的設定
であるだろう。昨年来日したミュンヘン大学のF・ティンフェルト教授は、
古代と初期ビザンツとを分かち社会史的根拠についての講演の中で、時代を牽
引したのは、4世紀を通じての諸皇帝による制度改革、すなわち、皇帝権、帝
国行政、都市組織、農業人口（コロヌス制）、財政制度、同職組合、宗教管理
の諸領域にわたる制度改革であったとの見通しを示し⁵⁾、パトラジアンの本書
にも言及しながら、国家による建設活動の推進の問題に即してその方法の有効
性を示唆した。パトラジアンによって指摘されたように、ビザンツにおける慈
善活動、建設活動と伝統的善行との間に連続性ありとすれば、慈善活動の制度
化の現象をもこの展望の下に収めうる可能性は、十分検討に値する課題である
だろう。なによりもまず、皇帝が「皇帝」であるためには、他ならぬ「市民」
の第一人者としての諸義務を果たさねばならず、「善行」の実践は、その最重
要な一要件であったことが想起されるべきである。しかし、そのためにはまた、
伝統的な支配層であり土地所有者であったクリアーレス層の犠牲の上に成立し
たと説かれる新たな国家官僚貴族層の出現の諸相、とりわけその経済的存立基
盤形成の具体相の解明が、換言すれば、彼等をスタッフとする後期ローマ帝国
の再分配国家としての社会経済的基本構造の具体的解明が、全体として要請さ
れていると言わなければならない。そして、その文脈の中で、土地集積と慈善
活動とに基礎付けられた教会、修道院の社会的地位のもつ意味の問い直しが改
めて迫られてくるのである。

1) 封建制論争におけるルメルの上論については、渡辺金一「ビザンツ封建制の諸問
題——論争の展望——」『ビザンツ社会経済史研究』（岩波書店、1968年）第一論
文、とりわけ6-21頁を参照。

2) 再分配国家としてのビザンツの社会経済構造については、渡辺金一教授による以
下の最新諸論考を参照。『コンスタンティノープル千年——革命劇場——』（岩波新
書、1985年）特に3-22頁。Byzanz: Modell (Redistributions-) Gesellschaft. in

Studies in the Mediterranean World. Past and Present. (Tokyo, Mediterranean Studies Research Group at Hitotsubashi University, 1986) pp. 1-9. 「ビザンツモデル《再分配社会》再論」『地中海論集 12』21-28頁。これらの諸論考は、ビザンツ中期を直接の考察対象としながら、我々の扱う時期についても多大の示唆を与えている。

- 3) 4世期末における在俗教会の大土地所有の発生については、例えば、コンスタンティノープル教会の土地所有の発展について論じた G. Dagron, *Naissance d'une capitale. Constantinople et ses institutions de 330 à 451*, Paris 1974. pp. 501-506., および M. В. Левченко, Церковные имущества V—VII вв. в Восточно-Римской империи. *Византийский Временник* 2 (1949) pp. 11-59. を参照。
- 4) 初期ビザンツ期における“封建的社会構成への移行問題”, またとりわけ, 11世紀以降の“西ヨーロッパ的な「古典的」封建制へと接近するビザンツ社会”について論ずるマルクシズム・ビザンティニストたちの問題構制と, それに異論を唱えるルメル在所説, さらに, そこでの教会, 修道院所領論の不合理性については, 渡辺金一前掲書第一論文 22-35頁, また, ビザンツ封建制論の古典的研究とされる G. Ostrogorskij, *Pour l'histoire de la féodalité byzantine.* (Corpus Bruxellense Historiae Byzantinae. Subsidia I) Bruxelles, 1954. について批判・紹介した, 渡辺「オストロゴルスキー『ビザンツ封建制史考』」『史学雑誌』66-6 (1957) において, 簡潔に知られる。
- 5) F. Tinnefeld, *Spätantike und frühes Byzanz—Fragen zur Begrenzung einer Epoche aus sozialhistorischer Sicht.* (1988年9月17日, 東京大学に於る講演) 筆者による紹介 (『歴史評論』464 (1988. 12)) を参照。

(1989. 6. 27) (一橋大学大学院博士課程)